

福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費
(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)
交付規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費交付要綱(20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。)第26条第1項に基づき、福島県知事(以下「知事」という。)が行う、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)(以下「補助金」という。)の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに交付要綱並びに福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この規程による。

(定義)

第3条 この規程において、「再生可能エネルギー分野」とは、別表第1に示す分野をいう。

2 この規程において、「事業者」とは、県内に事業所を置く法人格を有する事業者(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む。)であって再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業に参入・事業拡大しようとする者又はそれらの者で構成される団体をいう。

(交付の対象及び補助額)

第4条 知事は、再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業への参入・事業拡大に要する人材育成に係る取組をしようとする事業者が策定した「事業計画書」が、次に掲げる各号を全て満たしていると認められる場合に、当該事業計画書に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、別表第2に掲げる経費であって、当該補助事業を実施するために直接必要かつ補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その額及び補助率は別表第3に示す額以内で知事が認める額及び補助率とする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

- 一 研修又は資格取得の内容及び再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務への参入計画(既に事業参入している場合は、事業拡大計画)について具体的に記載し、妥当性があること。
- 二 福島県内の再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業の育成・集積につながることを期待されること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書

に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - ウ 補助対象経費の20パーセント以内の減額
- 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
 - 三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。
 - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による事故報告書を知事に提出し、指示を受けなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第16条に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- 三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該

交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(契約等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、速やかに様式第6による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を承継して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、第14条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な処置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が法令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは

一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 5 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 6 知事は、補助事業者が第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第12による返還報告書を提出させるものとする。
- 7 知事は、第1項第1号から第3号又は第5号の規定による返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 8 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第5項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金の計算）

第20条 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(実施結果の事業化及び報告)

第23条 事業者等は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

2 事業者等は、補助事業の完了後、知事が当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について報告を求めた場合は、様式第13を知事に提出しなければならない。

3 事業者等は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表等)

第24条 知事は、補助事業が完了したときは、事業者等にその成果を発表させることができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から施行する。

別表第 1

再生可能エネルギー分野

| | |
|------|--|
| 対象分野 | <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 ○風力 ○バイオマス ○水素 ○地中熱 ○その他の再生可能エネルギー関連分野 |
|------|--|

別表第 2

補助対象経費

| 補助対象経費 | | 内容 |
|------------------|-----|--|
| トレーニングセンター等での研修費 | 受講料 | ・講習等実施機関が定める費用 |
| | 教材費 | ・講習等実施機関が定める費用 |
| 資格取得費 | 受講料 | ・講習等実施機関が定める費用 |
| | 教材費 | ・講習等実施機関が定める費用 |
| 旅費 | | <ul style="list-style-type: none"> ・講習等実施機関までの往復交通費 ・講習等機関中における宿泊料（食費、光熱水費等の付随的な費用を除く） ・招聘講師の県内実施場所への往復交通費 ・招聘講師の県内宿泊料（食費、光熱水費等の付随的な費用を除く） |

注 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日までに支払いが完了しない経費。
- (2) 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

別表第 3

補助額

| | 補助率・補助額（上限）等 |
|--|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングセンター等での研修費 ・資格取得費 ・旅費 | 1 / 2 以内（1 事業者当たり 1, 5 0 0 千円を上限とする） |

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき